

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

「IFRS 第 17 号の修正」の概要

ASBJ 専門研究員 さかいり とおる
坂入 透

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2020 年 6 月 25 日に「IFRS 第 17 号の修正」を公表した。本稿では、IFRS 第 17 号の修正における内容の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 経緯

IASB は、2017 年 5 月に IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）を公表した。IASB は、IFRS 第 17 号の公表以来、IFRS 第 17 号の導入における企業の進捗をモニターする活動（移行リソース・グループ会議を含む。）を行ってきたが、その過程で利害関係者から同基準の導入に関して懸念及び課題が提起された。そこで、IASB はそうした活動を鑑み、修正が基準の基本原則を変更しないのであれば、懸念及び課題に対応するために IFRS 第 17 号の的を絞った修正を提案することの正当化し得るとした。IASB は、25 のトピックに関して基準を修正する提案を検討した。また IFRS 第 17 号の便益を維持するために、IASB

は、IFRS 第 17 号のいかなる修正も次のようなものであってはならないと決定した。

- 2017 年 5 月に公表した IFRS 第 17 号の適用からもたらされる情報と比較して、財務諸表利用者にとって有用な情報の重大な喪失を生じさせる。
- すでに進行中の導入作業を過度に混乱させる。

2019 年の公開草案「IFRS 第 17 号の修正」（以下「2019 年公開草案」という。）は、上記の要件を考慮しての的を絞った修正を提示した。IASB は修正案について 123 通のコメントレターを受け取り、2019 年公開草案に対するフィードバックを検討した後、2020 年 6 月に「IFRS 第 17 号の修正」を公表した。

3. 基準の修正が行われた項目

IFRS 第 17 号の修正において基準の修正が行われた主な項目は、次頁の表に記載の 9 項目である¹。本章では、これらの修正について、概要と修正の理由を記載する。

主な修正項目

(1) 範囲除外

- 1 クレジットカード契約及び与信又は支払の取決めを提供する類似の契約
 - 2 死亡時の債務免除の付いた融資契約などの特定の契約
- (2) 保険獲得キャッシュ・フロー
- (3) 期中財務諸表において行った会計上の見積りの影響
- (4) デリバティブ以外の金融商品を使用したリスク軽減オプション
- (5) 投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属するCSM
- (6) 再保険契約—基礎となる保険契約に係る損失の回収
- (7) 財政状態計算書における表示
- (8) 経過措置
- 1 決済期間に取得した契約の分類
 - 2 リスク軽減オプションの遡及適用の禁止
- (9) 発効日の延期

(1) 範囲除外

範囲除外-1 クレジットカード契約及び与信又は支払の取決めを提供する類似の契約

① 修正の概要

企業は、個々の顧客に関連した保険リスクの評価を契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ、IFRS第17号の範囲から保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び与信又は支払の取決めを提供する類似の契約を除外することを要求されるように修正した。

しかしながら、企業がそのような契約の契約条件の一部として顧客に保険カバーを提供している場合に、かつ、その場合にのみ、企業は次のことを要求される。

- (a) 保険カバー要素を分離して、それにIFRS第17号を適用する。

- (b) 契約のその他の構成要素に、他の適用されるIFRS基準(IFRS第9号「金融商品」など)を適用する。

② 修正の理由

IFRS第4号「保険契約」を適用している大半の企業は、このような契約に関し、例えば、クレジットカード要素にはIFRS第9号を適用して会計処理し、保険要素にはIFRS第4号を適用して会計処理し、その他の要素にはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用して会計処理してきた。IFRS第17号は保険契約の要素を分離するためにIFRS第4号とは異なる要件を有していること、及び、契約の構成要素の分離を禁止すると大きな便益なしにコスト及び混乱を生じさせることになることから、IASBはこのような契約に基づいて生じた金融商品である企業の権利及び義務はIFRS第9号の範囲に含まれると定めることを決定した。しかしながら、契約の契約条件の一部として顧客に保険カバーを提供している場合には、別個の独立した契約として提供される保険カバーとの間の比較可能性を高めるために、当該保険カバー要素は分離してIFRS第17号を適用することとした。

範囲除外-2 死亡時の債務免除の付いた融資契約などの特定の契約

① 修正の概要

保険契約の定義を満たすが保険事故に対する補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務の決済に要する金額に限定する契約(例えば、死亡による債務免除を伴う所定の融資契約)に対し、企業はIFRS第17号又はIFRS第9号を適用することを選択できるように修正した。企業は、当該選択を保険契約の各ポート

1 この9項目はIFRS第17号に付属する「IFRS第17号に関する結論の根拠の修正」の付録Cに記載された「2020年に公表したIFRS第17号の主な修正」に基づいている。IFRS第17号には9項目以外の小規模な修正も行われているが、誌面の都合上割愛している。

フォリオについて行うことを要求され、各ポートフォリオについての選択は取消不能とされる。

② 修正の理由

IASB は、当該契約に対して IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号のいずれを適用しても有用な情報をもたらすと考えた。したがって、IASB は IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を過去から適用している企業に対し IFRS 第 17 号の適用を要求することは重要な便益がなく、コスト及び混乱をもたらすと結論付けた。

(2) 保険獲得キャッシュ・フロー

① 修正の概要

IASB は、企業に以下を要求するように IFRS 第 17 号の修正を行った。

- (a) 保険契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローを規則的かつ合理的な方法で以下に配分する。
 - 当該グループ
 - 当該グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループ
- (b) 保険獲得キャッシュ・フローが配分される保険契約グループが認識される前に支払われた保険獲得キャッシュ・フローは資産として認識する。
- (c) 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、当該資産が減損している可能性があることが事実及び状況により示唆されている場合には、その回収可能性を評価する。
- (d) 認識した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表を開示する。保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止を行うと予想している時期を、適切な期間帯で、定量的に開示する。

② 修正の理由

保険会社が販売に関して代理人に手数料を支

払う際、手数料の金額は、保険料よりも高い場合があるが、これは、保険契約者が何回も契約を更新すると期待して、将来の更新を通じて回収できると期待し、手数料を支払っているものである。IASB は、この場合には同手数料を予想される更新契約に配分することが、財務諸表利用者に有用な情報を提供することになると考えた。IASB は、これは IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」がこのようなコストについて認識した資産を財及びサービスの移転のパターンに基づいて償却することを企業に要求していることと整合的であると考えた。また IASB は、IFRS 第 15 号の規定と整合的に、減損している可能性がある場合の回収可能性の評価の規定を設けた。

(3) 期中財務諸表において行った会計上の見積りの影響

① 修正の概要

企業に過去の期中財務諸表で行った会計上の見積りに関して、その後の期中財務諸表又は事業年度において IFRS 第 17 号を適用する際に取扱いを変更するかどうかについて会計方針の選択を行うことを要求するように修正した。その会計方針の選択を、すべての発行した保険契約及び保有している再保険契約に適用する（すなわち、企業レベルでの会計方針の選択）ことを要求する。

② 修正の理由

修正前の IFRS 第 17 号は、企業は、IFRS 第 17 号をその後の期中財務諸表又は事業年度において適用する際に、過去の期中財務諸表で行った会計上の見積りの取扱いを変更してはならないとしていた。これは、契約上のサービス・マージン（以下「CSM」という。）の事業年度の期首から期末への再計算が、企業が当該期間中に期中財務諸表を作成している場合には、大きな実務上の負担となるという IFRS 第

17号の開発中のフィードバックに対応して開発されたものであった。しかしながら、IFRS第17号公表後、この要求事項は、軽減しようとしている負担よりもさらに重大な実務上の負担をもたらすことになる関係者から懸念が表明された。これは、期中財務諸表において年初来ベースを使用する現行の保険会計実務（すなわち企業が、過去の期中で行われた見積り及び見積りの変更の影響をその後の期中期間又は事業年度に取り消す。）の根本的な変更をもたらす結果となることからである。そこで、IASBは、会計上の見積りの取扱いを変更するかしないかを会計方針の選択とすることとした。

(4) デリバティブ以外の金融商品を使用したリスク軽減オプション

① 修正の概要

IASBは、IFRS第17号のリスク軽減オプションを企業が次のものを使用する場合に適用するように拡張すると修正した。

- (a) 保有している再保険契約を、基礎となる項目に対する企業の持分の金額又はIFRS第17号B113項(b)²に示した履行キャッシュ・フローに対しての金融リスクの影響を緩和するために使用する場合
- (b) 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品を、IFRS第17号B113項(b)に示した履行キャッシュ・フローに対しての金融リスクの影響を緩和するために使用する場合

② 修正の理由

IASBは、企業が保有している再保険契約を使用して金融リスクの影響を軽減する場合には、企業がデリバティブを使用して金融リスクの影響を軽減する場合に生じる可能性のあるミ

スマッチと同様の会計上のミスマッチが生じる可能性があるために、企業がデリバティブを使用する場合と同じ方法でリスク軽減オプションを適用するようにIFRS第17号を修正した。

一方、IASBは、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品を使用するときは、軽減対象がIFRS第17号B113項(b)に示した履行キャッシュ・フローについての金融リスクの影響である場合には、同様の理由で、リスク軽減オプションの適用を認めたが、軽減対象が基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分に金融リスクが与える影響である場合には、同オプションの適用を認めなかった。これは、後者の状況において企業にリスク軽減オプションの適用を認めることは、企業は変動手数料アプローチを適用するために基礎となる項目を保有する必要はないという原則と矛盾することになるからである。

(5) 投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属するCSM

① 修正の概要

IASBは、IFRS第17号を次のように修正した。

- (a) 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービス（もしあれば）の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業に要求する。
- (b) 直接連動有配当保険契約についてのカバー単位を、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業が要求される旨を明確化する。
- (c) 直接連動有配当保険契約以外の保険契約は、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、投

2 IFRS第17号B113項(b)は、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない履行キャッシュ・フローの変動を構成するものとして、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響の変動のうち、基礎となる項目から生じていないもの（例えば、金融保証の影響）を規定している。

- 資リターン・サービスを提供する可能性があることを定める。
- 投資要素が存在するか、又は保険契約者がある金額を引き出す権利を有している。
 - 投資要素又は保険契約者が引き出す権利を有している金額に投資リターンが含まれると企業が見込んでいる（投資リターンは、例えば、マイナス金利の環境ではゼロを下回る可能性がある。）。
 - 企業がその投資リターンを生み出すために投資活動を行うと見込んでいる。
- (d) 企業が投資活動を次のことのために行う範囲で、投資活動コストを履行キャッシュ・フローに含めることを企業に要求する。
- 保険契約者にとっての保険カバーからの便益を増進させる。
 - 直接連動有配当保険契約以外の保険契約の保険契約者に投資リターン・サービスを提供する。
 - 直接連動有配当保険契約の保険契約者に投資関連サービスを提供する。
- (e) 「保険契約サービス」を、保険カバー、投資リターン・サービス及び投資関連サービスで構成されるものとして定義する。
- (f) 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の定義を、企業が保険契約サービスを提供する義務及び保険契約から生じる他のあらゆる義務を反映するように拡張する。
- (g) 企業は、保険料配分アプローチを適用している保険契約以外の保険契約について、当報告期間の末日現在で残っている CSM を純損益に認識すると予想している時期についての説明を、適切な期間帯で定量的に開示しなければならない。

- (h) 企業は、保険カバーと投資リターン・サービス（直接連動有配当保険契約以外の保険契約について）又は保険カバーと投資関連サービス（直接連動有配当保険契約について）によって提供される給付の相対的なウェイト付けの決定を行うために使用したアプローチを開示しなければならない。

② 修正の理由

IASB は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約³の中には投資リターン・サービスを提供するものがあることを認識し、CSM を保険カバーと投資リターン・サービスを考慮して認識することは、特に、保険カバー期間が保険契約者が投資リターン・サービスから便益を受ける期間と異なる契約について、財務諸表利用者には有用な情報を提供するだろうと結論付けた。

IASB は、契約が投資要素を含んでいる場合又は保険契約者が企業からある金額を引き出す権利を有している場合のみ、投資リターン・サービスが存在すると結論を下した。「企業からある金額を引き出す権利」には保険契約者が次のことを行う権利が含まれる。

- (a) 契約の解約時に解約価値又は保険料の払戻しを受け取る。
- (b) ある金額を他の保険提供者に移転する。

投資リターン・サービスが存在するための条件を基準が定めないと、同じ種類の契約を発行する企業が、それらの契約が投資リターン・サービスを提供するかどうかに関して互いに異なる決定をする可能性がある。一方、条件を定めることは、一部のシナリオにおいて不適切な結果を生じさせるリスクがある。こうした潜在的なリスクのバランスを取って、IASB は、投資リターン・サービスの存在を識別するために

3 IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の修正には、直接連動有配当保険契約の取扱いを変更する理由についての記載はない。この点に関して、2019 年公開草案では、移行リソース・グループ会議での議論を踏まえ、企業は直接連動有配当保険契約についてのカバー単位を、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを要求される旨を明確化したと記載されている。

必要ではあるが、その存在を決定付けるものではない条件を定めることを決定した。

(6) 再保険契約—基礎となる保険契約に係る損失の回収

① 修正の概要

企業が不利な基礎となる保険契約グループの当初認識時又はグループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合に、保有している再保険契約グループのCSMを修正し、その結果として収益を認識することを企業に要求するように修正した。企業は、保有している再保険契約に係る収益を、下記を乗じることによって決定する⁴。

- (a) 基礎となる保険契約について認識した損失
- (b) 企業が保有している再保険契約から回収すると見込んでいる基礎となる保険契約に係る保険金請求の比率

② 修正の理由

修正前のIFRS第17号を適用した場合、企業は基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時（又はあるグループへの不利な契約の追加時）に、基礎となる不利な保険契約グループに関する損失を認識するものの、対応する保有している再保険契約に関する収益は認識できずに、会計上のミスマッチが発生するという懸念が利害関係者から寄せられた。IASBは、この懸念に対応するために本修正を行うこととした。

加えてIASBは、本修正は下記の理由で正当化されるとした。

- (a) IFRS第17号第66項(c)（事後測定の規定）が、基礎となる保険契約の測定の変動から生じる保有している再保険契約グループの測定

の変動について、一般的な測定の要求事項からの同様の例外を既に提供している。

- (b) 当該修正は、財務諸表利用者には、保有している再保険契約について予想される損失回収に関して、基礎となる保険契約について予想される損失に関する情報を補完する有用な情報を提供する。基礎となる不利な契約に関して提供される情報は変わらない。損失及び損失回収は、財務業績の計算書において独立の科目で表示され、財務諸表注記において区分して開示される。

なお、IASBは2019年公開草案において、この修正を保有している再保険契約の定義された集団（すなわち、比例的なカバーを提供するもの）に限定することを提案していた。しかし、IASBは、公開草案に対する以下のフィードバックに照らして、その限定を課すべきではないと結論を下した。

- (a) 比例的なカバーを提供するものに限定すると、実務においてこの修正が適用される保有している再保険契約はほとんどなくなる。
- (b) 比例的なカバーを提供するもの以外であっても、企業は損失のうち保有している再保険契約について回収する権利を有している部分を、保有している再保険契約の測定に含まれる予想される保険金回収キャッシュ・フローに基づいて、恣意性のない方法で識別できる。

(7) 財政状態計算書における表示

① 修正の概要

財政状態計算書において、資産である発行した保険契約ポートフォリオと負債である発行した保険契約ポートフォリオの帳簿価額を区分し

4 IFRS第17号に関する結論の根拠の修正においては、実務上の仮定として、この修正は下記のことを次のように扱うことになるとしている。

- (a) 基礎となる保険契約について認識した損失を、予想される保険金請求の一部の早期認識として
- (b) 保有している再保険契約について認識した損失回収を、予想される保険金回収の一部の早期認識として

て表示することを企業に要求するように修正した。この修正は、保有している再保険契約ポートフォリオにも適用される。

② 修正の理由

修正の前の表示の要求事項（グループ単位で表示する。）は、保険契約の認識及び測定についての要求事項と整合していた。しかし、IFRS 第 17 号を適用する企業は、表示の目的だけのために一部の履行キャッシュ・フローをグループに配分することが必要となる（例えば、発生保険金に係る履行キャッシュ・フロー）。IASB は、これらの企業に対して保険契約をポートフォリオのレベルで表示することを要求する修正は、大きな事務上の救済を提供することになると考えた。

(8) 経過措置

経過措置-1 決済期間に取得した契約の分類

① 修正の概要

修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを適用する企業に対し、次の場合に、保険金の決済に係る負債を発生保険金に係る負債として分類することを認めるように修正した。

- (a) 当該負債が、事業を構成しない保険契約の移転又は IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合で取得された保険契約に関連している。かつ、
- (b) 取得日が移行日の前であった。

② 修正の理由

IASB は、IFRS 第 17 号を遡及適用すること（すなわち、当該契約を残存カバーに係る負債として分類し測定すること）は実務上不可能であることが多いというフィードバックに対応した⁵。

経過措置-2 リスク軽減オプションの遡及適用の禁止

① 修正の概要

IASB はリスク軽減オプションに関する経過措置を次のように修正した。

- (a) 企業が IFRS 第 17 号 B115 項におけるリスク軽減オプションを、適用開始日ではなく移行日から将来に向かって適用することを認める。
- (b) IFRS 第 17 号をある保険契約グループに遡及適用できる企業に対し、下記の場合に、かつ、その場合にのみ、それに代えて公正価値アプローチを適用することを認める。
 - 企業がリスク軽減オプションを当該グループに移行日から将来に向かって適用することを選択し、かつ、
 - 移行日前に、企業が当該保険契約グループから生じる金融リスクを軽減するために、デリバティブ、保有している再保険契約又は純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品を使用していた。

② 修正の理由

当該修正は、リスク軽減オプションの遡及適用の禁止が、適用開始日の前に行ったりリスク軽減活動と適用開始日の後に行うリスク軽減活動との間の比較可能性を低下させるという懸念に対応している。

それでも、一部の利害関係者からは IASB が IFRS 第 17 号をリスク軽減オプションの遡及適用を認めるように修正するという提案があった。しかし、当該オプションの遡及適用を認めることは、事後的判断なしに適用したであろう方法とは異なる方法で当該オプションを適用できることになる。その結果、IFRS 第 17 号への移行時及び当該保険契約グループが存在する

5 なお、IASB は、決済期間に取得した契約について IFRS 第 17 号の一般的な分類及び測定の要求事項に対する例外を設けるという提案も検討したが、棄却した。

その後の期間において表示される情報の信用度に影響を与えることになるため、IASBは当該オプションの遡及適用を禁止するという決定を再確認した。

(9) 発効日の延期

① 修正の概要

IASBは、IFRS第17号の発効日を2年延期して、IFRS第17号を2023年1月1日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求するように修正した⁶。

② 修正の理由

2019年公開草案で、IASBは、次の両者をバランスさせるため、発効日の1年延期を提案した。

- (a) IFRS第17号の考え得る修正を検討するという2018年10月のIASBの決定によって生じた不確実性を考慮して、IFRS第17号の発効日に関して確実性を提供すること
- (b) IFRS第17号の導入を以下の理由でできるだけ早く要求すること
- IFRS第17号は、保険契約の従来の会計実務における多くの不備に対処するために緊急に必要とされている基準である。
 - 当該基準の発効日の過度の遅延は、特に導入プロジェクトが進んでいる企業について、作業量とコストを増大させることになる。

2019年公開草案に対して利害関係者のうち一部は、IFRS第17号の適用開始が世界中の主要な市場において一致することを確保するために、より長期間の延期が必要であると提案し

た。IASBはIFRS第17号の適用開始は保険者の財務諸表に著しく影響を与えるであろうことに留意し、財務諸表利用者はIFRS第17号の適用開始を世界中で一致させたならば便益を受けるであろうと認識した。そして、2年の延期は修正後のIFRS第17号を各法域が秩序をもって採用するための時間を与えるはずであると結論を下した。

4. 検討したが、IFRS第17号の修正を行わなかった項目

(1) 集約レベル

IFRS第17号は、当初認識時において保険契約のポートフォリオを、最低限、当初認識時に不利である契約のグループ、当初認識時においてその後に不利となる可能性が大きい契約のグループ、及び、ポートフォリオの中の残りの契約のグループに3分割することを要求している。さらに、当初認識時において、企業は、発行の時点が1年超離れた契約を同じグループに含めてはならないとしている（年次コホートの要求事項）。

しかし、IFRS第17号の年次コホートの要求事項に対して一部の利害関係者からは懸念が示され、特に、保険契約者間でのリスクの世代間共有を伴う保険契約についての年次コホートの要求の免除が提案された⁷。

一部の利害関係者は、保険契約者間でのリスクの世代間共有を伴う保険契約についての年次コホートの要求事項を適用することに関して次のようにコメントした。

6 IASBは、IFRS第17号の発行日の2年延期に合わせ、IFRS第4号を修正して、同号におけるIFRS第9号の一時的免除の確定した期限満了日を2023年1月1日以後開始する事業年度まで延長することとした。

7 IFRS第17号に関する結論の根拠の修正においては、集約レベルの要求事項のすべてを企業の内部管理を反映するアプローチに置き換える提案、及び、グループの最低数を3から2（当初認識時において不利である契約と当初認識時において不利ではない契約）に減らす提案についても検討を行ったが棄却した旨及びその理由が記載されている。

- 恣意的な配分が必要となり、したがって、もたらされる情報は有用ではない。
- そのような契約については特にコストがかかり複雑であり、当該コストがもたらされる便益を上回る。

この点に関して、IASB は、保険契約者間でのリスクの世代間共有を伴う一部の契約への年次コホートの要求の適用が、当該要求のコストを増大させ、もたらされる情報の便益を低下させる可能性のある2つの側面を識別した。

- リスク共有の影響と裁量権の影響の区別
- 基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分の金額の変動の、同一の基礎となる項目のプールを共有する年次コホート間での配分

しかし、1点目の裁量権の判断は、ある期間に認識される新しい契約を測定するためにも要求されるものであるため、年次コホートの要求がない場合であっても必要となる。2点目の配分については、IASB は、企業は基礎となる項目に対する各年次コホートの参加に関する有用な情報を提供する配分アプローチを選択するために、判断を適用する必要があることを認識した。それでも、配分アプローチを決定するにあたり企業が行う判断からもたらされる情報は、経営者が保険契約の業績がどのように展開すると見込んでいるのかに関して有用な情報を財務諸表利用者に提供するであろうとした。

加えてリスクの世代間共有を伴う特定の保険契約で、年次コホートの要求によって提供される情報が特に有用であるものを識別した。それらの契約は以下の特徴を有する。

- 基礎となる項目に対するリターンに対しての金融保証、又は基礎となる項目に対するリターンに応じて変動しない他のキャッシュ・フロー（例えば、保険金）などの要素を含んでいる。
- 上記(a)の要素の影響の変動を企業と保険契約者間で共有しないか、又は、影響の変動

の影響を企業が小さくない持分で負担する結果となる方法で共有する。

IASB は、上記検討を踏まえ、年次コホートの要求のコストは、非常に限定的な契約の集団についてのみ、もたらされる情報の便益を上回る可能性がある結論を下した。その集団は、一部の利害関係者が指摘していたよりもずっと小さい。

最後にIASB は、その非常に限定的な契約の集団のみを対象とする年次コホートの要求の免除を設けることができるかどうか検討してみたが、以下の結論に至った。

- 焦点を絞った免除は複雑となる。状況によっては、年次コホートが適用されたのかどうかによって結果の大きな相違が生じる可能性があり、そのため、この要求の免除の範囲は明確に理解できることが不可欠である。
- 免除の目的は、コストと便益をバランスさせることである。しかし、免除の範囲を定める方法は、恣意的な閾値を使用する以外にはない。企業は、そうした閾値を満たすために契約を操作することによって年次コホートの適用を回避できることになるであろう。年次コホートの便益がコストを大きく上回る契約が免除に含められて、財務諸表利用者にとって重大な情報の喪失が生じるリスクが高い。すなわち、IASB は、以下の点を考慮して年次コホートの要求を変更せずに維持することを決定した。
- 非常に限定的な集団以外のすべての契約については、年次コホートの要求の便益がコストを大きく上回ることは疑いない。
- 非常に限定的な契約の集団については、要求のコストと便益のバランスはより微妙である。
- 非常に限定的な契約の集団を、幅広くなりすぎるリスクを生じさせない方法で定義することは可能ではない。

(2) 相互会社である保険者

IFRS 第 17 号 BC265 項では、「相互会社である保険者について、原則的に、通常は資本が残らず、どの会計期間においても正味の包括利益が報告されないことを意味する」と記述されていた。

これに関し、IFRS 第 17 号を適用する企業は、相互会社について次のような懸念を示した。

- (a) IFRS 第 17 号を BC265 項に記述したように適用すると、企業の最残余持分が保険契約者に帰属するという特徴を有する企業の財政状態及び財務業績について誤解を招く描写となる。
- (b) 実務において相互会社と呼ばれている一部の企業が、企業の最残余持分が保険契約者に帰属するという特徴を有していない。

IASB は、企業の最残余持分が保険契約者に帰属する保険契約を発行する企業について、IFRS 第 17 号には、具体的な要求事項又は IFRS 第 17 号の要求事項に対する例外を含めるべきではないという決定を再確認した。その理由は、次のとおりである。

(a) すべての企業に適用される IFRS 第 17 号の中心的な原則は、保険契約の境界線内で生じるすべての期待将来キャッシュ・フロー（裁量的なキャッシュ・フロー及び将来の保険契約者に支払うべきキャッシュ・フローを含む。）を履行キャッシュ・フローに含めるという要求である。

(b) 企業が同一の保険契約を企業の種類によって異なる方法で会計処理するとした場合、企業間の比較可能性が低下することになる。

(c) 異なる要求事項が適用される企業の堅牢な定義は、作成するのが困難であろう。

しかしながら、前述の懸念への対応として、BC265 項から BC269 項（相互会社である保険者に関する項）に脚注⁸が追加された。

5. 今後の予定⁹

今後各法域でエンドースメント手続が行われ、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用開始となることが予定されている。

8 「2020 年 6 月の IFRS 第 17 号の修正を開発した際に、当審議会は、実務において相互会社と呼ばれている一部の企業が、企業の最残余持分が保険契約者に帰属するという特徴を有していないことに留意した（BC269A 項から BC269C 項参照）。BC265 項から BC269 項は、企業の最残余持分が保険契約者に属する企業についての IFRS 第 17 号の適用の結果を記述している。」

9 本稿執筆時点（2020 年 7 月末現在）の情報に基づく。